主

原判決を取り消す。 控訴人が日本の国籍を有したいことを確認する。 訴訟の総費用は被控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は、主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、原判決事実摘示のとおりであるので、ここにこれ を引用する。

控訴代理人は、なお、「(一)本件国籍回復許可申請は、控訴人が自由意思に基 いてなしたものでないから無効である。ここに自由意思とは、自己の欲するところに従って事物を選択する意思の謂であって、他人から害悪を告知せられ恐怖の余り 一時的にもせよ精神錯乱し心神を喪失してなした行為が自由意思喪失による行為であつて無効であることは疑のないところであるが、他人から害悪を告知せられ精神 は錯乱しないが右の害悪を避けるため已むを得たいものと信じて自己の欲したい行為をなした場合も同様自由意思に基かないものとして無効と解するのが相当であ る。しかるところ、本件国籍回復許可申請は、原審主張のとおり、(イ)B巡査の 強迫に基くものであつて、右強迫は控訴人の自由意思を抑圧するに足るものであつ たから当然無効であり、仮りに抑圧する程度のものでなかつたとしてもかしある意思表示として当然無効であるか少くとも取り消しうべき行為である。(ロ)仮にB 巡査の行為がいわゆる強迫でたくて好意による勧告にすぎないとしても、控訴人に 告げられたところは明かに不法の害悪であつて、控訴人は、右害悪をさけるため已 むを得ないものと信じて本件国籍囘復許可由請をなしたのであるから、右申請は無 効である。 (二)被控訴人は、行政行為の公定力を根拠として本件国籍回復許可申 請を取り消しえないものと主張するが、およそ行政行為の公定力とは、特にこれに 対し争訟を提起し又はこれを取り消しうべぎ権能を有するものがこれを争い又はこ れを取り消す以外には何人もその効力を否定し得ない力をいうのであつて、このよ うた効力はひとり行政行為について存するのでたく私法上の行為についても同様で った効力はいどり行政行為について任するのでたく私伝工の行為についても別様であって当然のことというべく、国籍回復の許可処分にこのようた効力があればとて、直ちにその許可の申請行為も又強迫を理由としても取り消すことをえないものとたるといへ結論を導き出すことができない。そもそも国は日本の国籍を離脱した外国人に対して国籍の回復を命ずるものでなく、その許可申請をまってはじめて許久国人に対して国籍の回復を命ずるものでなく、その許可申請をまってはじめて許久国人に対して国籍の回復を命ずるものでなく、その許可申請をまってはじめて許久国人に対策の国籍に関係の国籍に関係の国籍に関係。 可しうるにすぎないのであつて、いわば国籍の回復は国と当該外国人との意思表示 の合致を要件として成立するものであるということもできる。従つて、その一方の 意思表示が強迫によつてなされた場合に、もしそれが当然無効でたいたらば民法の 規定を類推してその意思表示を取り消しうべきものと解するのが相当であり、その 取消権を認めてあえて公共の福祉に反することなく、これを否定することこそ封建 的且つ非民主的で、却つて公共の福祉に反するものというべきである。」と附加陳 述した。

証拠として、控訴代理人は、甲第一、二号証、第三号証の一、二を提出し、原審 (差戻前及び差戻後を含む)並びに当審における証人Bの証言及び控訴人(原告) 本人訊問の結果を援用し、被控訴代理人は甲号各証の成立を認めた。

ででもなく、すべて理由がないものといれたければならぬ。 しかしながら、B巡査に強迫の意思たく、その言動が不法の害悪の通知を以て目 すべきものでないとしてもともかく控訴人が、B巡査の言をきいて畏怖し、ざるとに 自己の生命身体等の安全を保持するにはB巡査のいうとおり、本件申請に及んだ かかわらす日本の国籍を回復するよりほか方法がないと決心し、本件申請に及んだ とは、ひとり原審並びに当審における控訴人(原告)本人の供述ばかりでたし B証人の証言からもうかがわれるのであつて、右事実は果して本件申請の効力にお 野を及ぼすものではないであろうか。問題は控訴人の右決意が果して選択の自由の 許された状態の下においてなされたのであろうか、或は当面の危急を脱すの 許された状態の下においてなされたのであろうか、又はこのような場合普通一般の 情已むを得すとしてたされたのであろうかということに存する のである。

思うに、本件のような国籍回復許可の申請をなすについては、何人にも強要されず、又、何事にも拘束されず自由な意思の下に、判断し、決定し、行動することが望ましいことであるということは云うまでもないことであるが、さりとて、他人の言動に影響されてたした場合は常に自由意思によるものでないとなすのは行き過ぎであつて、例えば他人から国籍回復許可申請方をすすめられた場合、多少その言動につよいところがあり、又自己に好ましくないことを告げられたとしても。いやしくも選択の自由が許され利害得失を判断の上国籍回復の道を選んだとすれば、それは自由意思によるものであつてその効力を否定し得たいものというべきである。

しかしながらその選択の自由が失われた場合は、それが他人の暴力(強迫を含む。)による場合たると本人の精神状態による場合たるとを問わず、常に自由意思

によらないものとしてその効力を否定すべきであつて、唯〈要旨〉本人の精神状態を標準とする場合、心神喪失又は精神錯乱のようた場合は論がないのであるが、その他の場合〈/要旨〉には、何人も本人と同じようた状況におかれた場合本人のとつた行為以外の行為を期待しうるかということを基準として決定するのが相当であつて、もしこれを期待し得ないとするならば、それは全然選択の自由を失い意思の力の自由な行使を不能にされて巳むを得ずしてなしたものと判定すべく、その行為の効果を本人に帰せしめることのできたいのは当然であつて、かかる場合はかの暴力によって自己を担じないた。

以上の次第で、本件国籍回復許可申請は、全く控訴人が選択の自由を失い意思の力の自由な行使を不能にされてなしたものであつて、当然無効であると認むべくでしてこれに対してたされた本件内務大臣の許可処分もまた無効であつて、控訴して記されたより日本国籍を回復取得するに由ないものといわなければならぬ。然るに控訴人は現に日本人として取り扱われているのであるから、その日本の国籍を有ないことを即時に確定する利益を有することは当然であつて、これが確認を求める控訴人の本訴請求は正当であつて認容すべきである。従つてこれと趣旨を異にした原判決は不当であつて控訴人の控訴は理由があるから、民事訴訟法第三百八十六条を適用して主文のとおり判決した次第である。

(裁判長判事 大江保直 判事 梅原松次郎 判事 坂本謁夫)